

平成30年度

# 監 査 報 告 書

財政援助団体等監査

熊本市監査委員



熊監発第 000274 号

平成 31 年 1 月 18 日

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聰

熊本市監査委員 宮本 邦彦

熊本市監査委員 高島 剛一

## 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。



# 目 次

## 財政援助（補助）団体監査

第 1	監査の対象	3
第 2	監査の方法及び期間	7
1	監査の方法	7
2	監査の期間	7
第 3	監査の結果	7
1	熊本市学校保健会	7
2	熊本市農業後継者クラブ	8
3	熊本商工会議所	8
4	植木温泉観光旅館組合	8
5	熊本市民スポーツフェスタ実行委員会	9
6	社会福祉法人 桜ヶ丘福社会	9
7	秋津飯野土地改良区	9
8	熊本市消防協会	9
9	熊本市南地区防犯協会	10
1 0	社会福祉法人 白川園	10
1 1	熊本市地域婦人会連絡協議会	10
1 2	熊本市保護司会連絡協議会	10

## 公の施設の指定管理者監査

第 1	監査の対象	13
第 2	監査の方法及び期間	13
1	監査の方法	13
2	監査の期間	13
第 3	管理施設の概要及び監査の結果	14
1	桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場	14
2	中央区・北区・西区所在の市営住宅等	18

(関係条文)

・ 地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

・ 地方自治法第 199 条第 9 項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

# 財政援助（補助）団体監査



## 第1 監査の対象

市が平成29年度に補助金等を交付した団体のうち次の12団体を抽出し、交付した補助金等に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

	1	2	3
補助団体名	熊本市学校保健会	熊本市農業後継者クラブ	熊本商工会議所
補助金の名称	熊本市学校保健会運営費補助金	熊本市農業後継者クラブ補助金	中小企業団体等助成金
補助の目的	熊本市学校保健の振興を図るため。	農業後継者相互の親睦と情報交換を行い、研修・学習等を通じ近代農業の担い手としての資質向上及び経営感覚を養い、本市農業の発展に寄与することを目的とする。	熊本商工会議所、各商工会、熊本県中小企業団体中央会等の中小企業者の経営革新や技術の改善のための事業及び商工業の振興と安定を図るための事業を行う団体に対し助成を行っている。
補助対象経費	1,868,329円	4,977,544円	52,090,178円
補助額	1,286,000円	1,643,000円	10,608,000円
(補助率)	(68.8%)	(33.0%)	(20.4%)
所管の局	教育委員会事務局	農水局	経済観光局
部	学校教育部	農政部	産業部
課	健康教育課	農業支援課	商業金融課
団体の設立目的	熊本市学校保健の振興を図ることを目的とする。	農業に携わる後継者の親睦と情報交換を行い、研修及び学習を通じて近代農業の担い手として資質の向上と国際的感覚を養成し、もって、本市農業の発展に寄与することを目的とする。	地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。

	4	5	6
補助団体名	植木温泉観光旅館組合	熊本市民スポーツフェスタ実行委員会	社会福祉法人桜ヶ丘福祉会
補助金の名称	植木温泉観光広報宣伝等補助金	熊本市民スポーツフェスタ実行委員会運営補助金	熊本市民間児童館活動事業補助金
補助の目的	熊本市の重要な観光資源である植木温泉の広報・宣伝活動を実施し、新たな観光客の開拓及び拡大を図るため。	熊本市民スポーツフェスタを開催することにより、広く市民にスポーツの振興を図り、市民に健康増進と交流の機会を提供することで、健康で豊かな市民生活と心の通いあうまちづくりの実現を目指す目的を達成するため。	地域児童の健全育成を図るため、民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を活かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施するため。
補助対象経費	14,876,060円	2,758,049円	1,548,548円
補助額	5,000,000円	2,380,000円	1,500,000円
(補助率)	(33.6%)	(86.3%)	(96.9%)
所管の局	経済観光局	経済観光局	健康福祉局
部	観光交流部	文化・スポーツ交流部	子ども未来部
課	観光政策課	スポーツ振興課	子ども支援課
団体の設立目的	植木温泉を全国に知らしめ、観光客誘致に努め、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ることを目的とする。	第54回国民体育大会及びスポーツ都市宣言を記念し、熊本市民スポーツフェスタを開催することにより、広く市民にスポーツの振興を図り、市民に健康増進と交流の機会を提供することで、健康で豊かな市民生活と心の通いあうまちづくりの実現をめざす。	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

	7	8	9
補助団体名	秋津飯野土地改良区	熊本市消防協会	熊本市南地区防犯協会
補助金の名称	秋田（秋津）排水機場維持管理事業補助金	熊本市消防団活性化推進事業補助金	熊本市南地区防犯協会運営費補助金
補助の目的	秋田（秋津）排水機場の維持管理にかかる経費に関し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、排水機場の受益に係る農家の負担軽減を図ることを目的とする。	熊本市消防団の活性化及び防火思想の普及啓発並びに消防施設に関する調査研究及び改善活動を行うことを目的とする。	犯罪のない明るく住みよい地域づくりの推進を目的に、熊本市の行政区域を管轄する警察署ごとに組織される防犯協会の活動を支援する。
補助対象経費	1,631,296円	5,083,338円	4,829,325円
補助額	1,305,036円	2,500,000円	4,296,000円
（補助率）	（80.0％）	（49.2％）	（89.0％）
所管の局	農水局	消防局	南区役所
部	農政部	警防部	区民部
課	東農業振興課	警防課	総務企画課
団体の設立目的	農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。	防火思想の普及啓発と消防施設に関する調査研究及び改善を図るとともに、会員の研修と福利厚生のため、弔慰、救済及び表彰等を行うことを目的とする。	犯罪のない明るい住みよい郷土を建設するため、防犯思想の普及、少年の非行防止、暴力追放及び犯罪誘引環境の浄化など地域における防犯活動を推進することを目的とする。

	10	11	12
補助団体名	社会福祉法人 白川園	熊本市地域婦人会 連絡協議会	熊本市保護司会 連絡協議会
補助金の名称	熊本市軽費老人 ホーム事務費 補助金	熊本市地域婦人会連絡 協議会運営補助金	熊本市保護司会連絡 協議会事業補助金
補助の目的	老人福祉法第20条の6 に規定する軽費老人 ホームに対し、サービ スの提供に要する費用 に充当する経費を補助 することにより、利用 者の処遇向上を図るこ とを目的とする。	青少年の健全育成、男 女共同参画社会の推 進、家庭生活及び社会 生活の刷新、少子高齢 化社会への対応、地域 社会の福祉の増進並び に日赤奉仕団としての 世界平和の実現に資す る。	本市において、非行・ 犯罪を予防し、非行少 年及び犯罪者等の更生 指導事業等（以下「更 生事業」という。）を 行う団体に対して、更 生事業に要する経費の 一部を交付すること で、非行少年及び犯罪 者等の福祉向上を図る ことを目的とする。
補助対象経費	65,813,570円	2,931,234円	4,606,936円
補助額	65,813,570円	1,133,000円	765,000円
(補助率)	(100.0%)	(38.7%)	(16.6%)
所管の局	健康福祉局	市民局	健康福祉局
部	福祉部	市民生活部	福祉部
課	高齢介護福祉課	生涯学習課	保護管理援護課
団体の設立目的	多様な福祉サービスが その利用者の意向を尊 重して総合的に提供さ れるよう創意工夫する ことにより、利用者 が、個人の尊厳を保持 しつつ、心身ともに健 やかに育成され、又は その有する能力に応じ 自立した生活を地域社 会において営むことが できるよう支援するこ とを目的とする。	熊本市内各校区地域婦 人会の連絡協調を図 り、親睦・教養・奉仕 の精神を柱として明る く住みよい地域づくり 運動の推進力となるこ とを目的とする。	保護司組織相互の連携 協調を図り、職務に関 する知識及び技術の研 鑽を期し、もって社会 公共の福祉に寄与する ことを目的とする。

## 第2 監査の方法及び期間

### 1 監査の方法

財政援助団体監査は、援助の目的及び条件に従って事業が実施されているか、また、補助金等に係る出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

### 2 監査の期間

平成30年10月9日から同月12日まで	熊本市学校保健会 熊本市農業後継者クラブ 熊本商工会議所
平成30年10月15日から同月18日まで	植木温泉観光旅館組合
平成30年10月16日から同月19日まで	熊本市民スポーツフェスタ実行委員会 社会福祉法人 桜ヶ丘福祉会
平成30年10月22日から同月24日まで	秋津飯野土地改良区
平成30年10月22日から同月26日まで	熊本市消防協会 熊本市南地区防犯協会
平成30年10月29日から11月1日まで	社会福祉法人 白川園
平成30年10月29日から11月2日まで	熊本市地域婦人会連絡協議会 熊本市保護司会連絡協議会

## 第3 監査の結果

### 1 熊本市学校保健会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### 【指摘事項】旅費の過大支給について

当該団体には旅費に関する規程がなく、運用上は市の職員等の旅費支給に関する条例等を準用しているが、食事代相当額の加算誤りにより、5名分の旅費について合計12,100円過大支給となっていた。

過大支給の原因は、旅費事務の手引において、宿泊料又はパック利用料と食事代相当額との合算額の上限が、宿泊料定額又はパック利用上限額とされていることの認識が不足していたためであるが、市のルールを準用する以上、関係例規及び上記手引を

十分に理解し、正確な事務を行われたい。

なお、過大支給額については、旅行者から返還を受けられたい。

## 2 熊本市農業後継者クラブ

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

### 【指摘事項】領収書の不備について

事業実績報告の証拠書類となる領収書において、宛名の記載がないものが散見された。

宛名の記載がない領収書では、補助団体が支出したのかが不明確であり、証拠書類としての信ぴょう性に欠けることになることから、領収書を発行してもらう際には、必ず団体名が宛名に記載されるようにされたい。

また、所管課においては、熊本市補助金等交付規則第8条に「補助事業等を行う者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。」とあることから、補助団体へ適切な指導を行われたい。

### 【指摘事項】補助金の不適切な用途について

事業実績報告に係る収支状況を確認したところ、飲酒を伴う飲食費が補助対象経費に含まれていた。

補助金の財源が税金であることを考えると、飲酒を伴う飲食費を補助対象経費として認めることは、市民の理解を得がたい。

このことから、飲酒を伴う飲食費を補助対象経費として認めることの是非について検討されたい。

## 3 熊本商工会議所

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

## 4 植木温泉観光旅館組合

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適

正に行われているものと認められた。

5 熊本市民スポーツフェスタ実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

6 社会福祉法人 桜ヶ丘福社会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

7 秋津飯野土地改良区

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

8 熊本市消防協会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項】領収書の不備について

事業実績報告の証拠書類となる領収書において、宛名の記載がないものが散見された。

宛名の記載がない領収書では、補助団体が支出したのかが不明確であり、証拠書類としての信ぴょう性に欠けることになることから、領収書を発行してもらう際には、必ず団体名が宛名に記載されるようにされたい。

また、所管課においては、熊本市補助金等交付規則第8条に「補助事業等を行う者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。」とあることから、補助団体へ適切な指導を行われたい。

【指摘事項】補助金の交付確定事務の不備について

平成28年度熊本市消防協会補助金において、実績報告の金額が概算交付額を下回っていたにもかかわらず、補助団体から返還させることなく、交付決定額により交付確

定通知が行われていた。

補助金の交付確定事務については、実績報告に係る決算書等関係書類を慎重に審査し、適正な事務処理を行われたい。

なお、過剰となった補助金交付額については団体に対し返還を求められたい。

#### 9 熊本市南地区防犯協会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

#### 10 社会福祉法人 白川園

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

#### 11 熊本市地域婦人会連絡協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

##### 【指摘事項】領収書の不備について

事業実績報告の証拠書類となる領収書において、宛名の記載がないものが散見された。

宛名の記載がない領収書では、補助団体が支出したのかが不明確であり、証拠書類としての信ぴょう性に欠けることになることから、領収書を発行してもらう際には、必ず団体名が宛名に記載されるようにされたい。

また、所管課においては、熊本市補助金等交付規則第8条に「補助事業等を行う者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならない。」とあることから、補助団体へ適切な指導を行われたい。

#### 12 熊本市保護司会連絡協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

# 公の施設の指定管理者監査



## 第1 監査の対象

市が平成29年度に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち次の団体を抽出し、管理業務に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

	1	2
公の施設の名称	桜の馬場観光交流施設及び 桜の馬場観光交流施設駐車場	中央区・北区・西区の公営住宅等
指定管理者	熊本城観光交流サービス 株式会社	熊本市営住宅管理（中央・北・西） 共同企業体
指定期間	平成21年6月26日 ～平成43年3月31日	平成27年4月1日 ～平成32年3月31日
指定管理料	291,220,322円 4,632,233,841円	326,758,320円 1,636,249,302円
所管の局部課	経済観光局 観光交流部 観光政策課	都市建設局 建築住宅部 住宅課

指定管理料の上段は平成29年度分の金額、下段は指定期間の総額である。

## 第2 監査の方法及び期間

### 1 監査の方法

公の施設の管理運営を行わせている指定管理者に対する監査については、当該公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

### 2 監査の期間

平成30年7月18日から同年8月10日まで

### 第3 管理施設の概要等及び監査の結果

#### 1 桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場

##### (1) 施設の概要

施設の概要等は次のとおりである。

##### ア 管理運営を行う施設

所在地	熊本市中央区二の丸1番14		
建物概要	構造	鉄骨造り	地上2階建
	延床面積	3,301.36㎡	
	建築面積	2,925.30㎡	
施設概要	1階	総合観光案内所	(328.37㎡)
		歴史文化体験施設	(1,213.51㎡ 運営は市の直営)
		親水空間施設	(48.60㎡)
	2階	歴史文化体験施設	(923.29㎡)
		多目的交流施設	(338.22㎡)
付帯施設	駐車場(大型バイク駐輪場、車椅子専用駐車場)		
			(299.09㎡)
	駐輪場		
			(78.28㎡)
	普通自動車	58台	
	大型バイク	24台	
	原付自転車	30台	
	駐車場ゲート		(72.00㎡)

##### イ 開館時間及び休館日

開館時間	桜の馬場観光交流施設(歴史文化体験施設)
	午前8時30分から午後5時30分まで
	桜の馬場観光交流施設(多目的交流施設)
	午前9時から午後10時まで
	桜の馬場観光交流施設駐車場
	午前8時から午後10時30分まで
休館日	12月29日から同月31日まで

ウ 利用料金は、歴史文化体験施設の使用に係る料金に限る。

##### (2) 施設の利用状況

平成29年度の施設の利用状況は次のとおりである。

	歴史文化体験施設		多目的交流室		駐車場	
	入館者数 (人)	入館料収入 (円)	利用件数 (件)	使用料収入 (円)	利用台数 (台)	使用料収入 (円)
4月	7,793	1,388,090	34	186,500	12,486	2,472,150
5月	11,998	2,004,880	39	171,370	12,148	2,315,800
6月	7,647	1,436,379	38	312,260	10,161	1,995,050
7月	9,254	1,669,010	38	256,860	10,273	2,071,850
8月	13,216	2,248,198	38	189,270	11,980	2,341,200
9月	9,673	1,810,550	34	331,550	9,862	1,945,500
10月	14,277	1,782,928	38	380,680	9,843	1,916,550
11月	9,963	1,612,634	41	323,970	10,139	1,980,150
12月	5,569	1,035,230	23	161,890	9,722	1,796,900
1月	8,094	1,213,380	32	244,750	9,348	1,827,000
2月	8,933	1,583,580	28	200,300	8,806	1,664,650
3月	9,127	1,747,380	36	260,170	12,383	2,504,450
合計	115,544	19,532,239	419	3,019,570	127,151	24,831,250

入館料または使用料

・歴史文化体験施設

(個人) 大人: 300円 / 小中学生: 100円 \* 小学校就学前の乳幼児は無料

(30名以上の団体) 大人: 240円 / 小中学生: 80円

・多目的交流施設

(午前) 9時~12時 5,300円

(午後) 13時~17時 7,000円

(夜間) 18時~22時 8,600円

・駐車場

(基本料金) 2時間まで 普通自動車200円 / 大型バイク・原付自転車100円

(超過料金) 1時間ごと 普通自動車100円 / 大型バイク・原付自転車50円

(3) 経営成績及び財政状況

ア 経営成績

平成29年度の損益計算書は次のとおりである。

指定管理料等219,588,607円と歴史文化体験施設の入館料(利用料金)である入館料収入18,099,292円の合計である売上高237,687,899円から仕入高4,976,264円を差し引いた売上総利益は232,711,635円となっている。

これから、指定管理者構成企業への運營業務委託費203,674,766円等の販売費及び一般管理費213,166,172円などを差し引いた営業利益は19,545,463円となり、雑収入19,404円の営業外収益を加え、施設整備費に係る金融機関等から

の長期借入金に係る支払利息14,692,427円等の営業外費用15,838,105円を差し引いた経常利益は3,726,762円となっている。

さらに法人税等1,011,000円を差し引いた残額2,715,762円が当期純利益となっている。

## 損 益 計 算 書

平成30年3月31日現在

科 目	金 額	
	円	円
【売上高】		
売上高	219,588,607	
入館料収入	18,099,292	237,687,899
【売上原価】		
仕入高	4,976,264	4,976,264
売上総利益		232,711,635
【販売費及び一般管理費】		
事務用品費	19,000	
賃借料	106,775	
保険料	230,800	
修繕費	1,554,938	
租税公課	16,130	
減価償却費	14,933	
旅費交通費	154,564	
通信費	517,600	
広告宣伝費	67,572	
交際費	18,519	
リース料	627,600	
雑費	6,162,975	
運営業務委託費	203,674,766	213,166,172
営業利益		19,545,463
【営業外収益】		
雑収入	19,404	19,404
【営業外費用】		
支払利息	14,692,427	
雑損失	1,145,678	15,838,105
経常利益		3,726,762
税引前当期純利益		3,726,762
法人税等		1,011,000
当期純利益		2,715,762

### イ 財政状況

平成29年度末の貸借対照表は次のとおりである。

資産の部合計は1,055,476,482円で、その内訳は、指定期間満了日までに財

産購入費として熊本市から支払われる売掛金1,044,579,527円や現金及び預金9,690,283円等である流動資産1,055,371,943円と、工具器具備品である固定資産104,539円である。

負債の部合計は1,025,170,910円で、その内訳は、未払費用149,423,416円等の流動負債219,582,381円と、施設整備費に係る金融機関等からの長期借入金である固定負債805,588,529円である。

これに純資産の部合計30,305,572円を加えた負債・純資産の部合計は1,055,476,482円となっている。

## 貸借対照表

平成30年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	1,055,371,943	【流動負債】	219,582,381
現金及び預金	9,690,283	買掛金	288,633
売掛金	1,044,579,527	未払費用	149,423,416
商品及び製品	174,476	未払消費税	1,489,500
前払費用	217,444	預り金	972
立替金	92,129	未払法人税等	1,011,000
未収入金	618,084	1年以内長期借入金	67,368,860
【固定資産】	104,539	【固定負債】	805,588,529
(有形固定資産)	104,539	長期借入金	805,588,529
工具器具備品	104,539		
		負債の部合計	1,025,170,910
		純資産の部	
		科目	金額
			円
		【株主資本】	30,305,572
		【資本金】	30,000,000
		【利益剰余金】	305,572
		(その他利益剰余金)	305,572
		繰越利益剰余金	305,572
		純資産の部合計	30,305,572
資産の部合計	1,055,476,482	負債・純資産の部合計	1,055,476,482

### (4) 監査の結果

桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、また、決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

## 2 中央区・北区・西区所在の市営住宅等

### (1) 施設の概要

管理運営を行う施設は次のとおりである。

#### ア 住宅

- a 熊本市営住宅条例施行規則 別表第1、別表第2及び別表第3の中央区・北区・西区所在の市営住宅等
- b 熊本市特定有料賃貸住宅管理条例施行規則 別表第1の中央区・北区・西区所在の特優良住宅
- c 熊本市小集落改良住宅条例施行規則 別表中の中央区・北区・西区所在の小集落改良住宅

(平成29年度末現在)

住宅種別	設置条例	根拠法令	団地数	備考
公営住宅	熊本市営住宅条例	公営住宅法	69	熊本市営住宅条例施行規則別表第1
改良住宅		住宅地区改良法	4	熊本市営住宅条例施行規則別表第2
単独住宅			3	熊本市営住宅条例施行規則別表第3
特定優良賃貸住宅	熊本市特定優良賃貸住宅管理条例	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	6	熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則 別表第1
小集落改良住宅	熊本市小集落改良住宅条例		2	熊本市小集落改良住宅条例施行規則 別表

#### イ 共同施設

駐車場、集会所など

### (2) 業務実施状況

平成29年度の業務実施状況は次のとおりである。

平成29年度末の管理戸数総数7,035戸のうち入居戸数は5,992戸、空室戸数は1,043戸で入居率は85.2%である。

平成29年度 業務処理報告書

事務項目	細項目	件数
入居者の募集に関すること	1 募集案内	1,509
	2 申込者数	758
	3 定期募集仮当選者・仮補欠当選者	134
	4 入居決定者	60
	5 辞退・失格者	43
	6 入居者	60
特定入居（公募の例外）に関すること	7 相談者	5
	8 入居者	5
建替えに関すること	9 入居者	8
	10 退去者	9
特定優良賃貸住宅に関すること	11 入居者	19
	12 斡旋業者受付	18
	13 センター受付	1
	14 とくとく・子育てサポート利用者	0
住み替えに関すること	15 新規待機者	18
	16 辞退者	12
	17 住み替え入居者	13
	18 住み替え待機者*	438
入居者の退去に関すること	19 明渡届受理	368
	20 退去者	281
敷金還付に関すること	21 敷金還付・充当処理	354
苦情等の措置に関すること	22 苦情受付（事務系）	251
家賃証明発行の補助に関すること	23 申請（公用含む）	121
同居承認、承継承認、異動届、保証人変更に関すること	24 同居承認申請	52
	25 承継承認申請	69
	26 保証人変更申請	22
	27 異動届申請	320
家賃・駐車場使用料の収納に関する業務	28 家賃・駐車場使用料収納	1,172
	29 年次納付書の発送	7,392
	30 催告書の発送	7,244
	31 代理納付請求	8,304
	32 代理納付受領通知の発送	1,490
	33 初期滞納者対応	4,394
現年度家賃の分位変更に関すること	34 分位変更（減額申請）	124
収入申告書に関すること	35 収入申告書発行	6,922
	36 収入申告書提出者	5,730
収入額の認定・決定に関すること	37 異議申請者数	200
	38 認定、決定通知発送	5,464
家賃・駐車場使用料の減免に関すること	39 減免申請	1,630
駐車場の使用に関すること	40 使用申請書	233
	41 使用廃止届	401
	42 使用内容変更	377
	43 保管場所使用承諾書	369
各種申請業務に関する説明	44 その他	1,471
高齢者の見守りに関する業務	45 対象者数*	141
	46 実施数	141
合計（*住み替え待機者、*見守り対象者数を含まない）		57,568
空室戸数		1,043
入居戸数		5,992
管理戸数総数		7,035
入居率		85.2%

平成29年度施設管理受付件数

施設項目	件数
小修繕	2,348
要望苦情	1,011
居住環境整備	108
模様替え受付	95
空室補修	553
保守点検	3,257
退去検査	410
巡回点検	399
時間外受付	133
空室調査・保全	101
現地確認	271
合計	8,686

(3) 経営成績及び財政状況

ア 経営成績

平成29年度の損益計算書は次のとおりである。

純売上高である指定管理料は302,554,086円で、その内訳は給水施設、昇降機等保守点検業務や事務費などの経費に係る非精算分が135,491,004円、樹木剪定、草刈等住環境整備業務や入居、空室修繕業務の経費に係る精算分が161,293,082円、駐車場の管理運営経費である駐車場受入手数料が5,770,000円となっており、売上原価239,455,092円を差し引いた売上総利益が63,098,994円となっている。

これから指定管理者構成企業に支払う業務委託費52,076,000円や本部経費等である雑費4,038,105円、自動車リース代等である車輛費1,348,394円等の販売費及び一般管理費63,499,464円を差し引いた営業損失が400,470円となり、受取利息である営業外収益342円を加えた経常損失が400,128円となっている。

さらに事業税50円を差し引き、当期純損失が400,178円となっている。

# 損益計算書

平成30年3月31日現在

科 目	金 額	
	円	円
【純売上高】		
指定管理料（非精算）	135,491,004	
指定管理料（精算）	161,293,082	
駐車場受入手数料	5,770,000	302,554,086
【売上原価】		
精算支払原価	161,293,082	
業務委託料（駐車場）	3,112,685	
外注費（保守）	75,049,325	239,455,092
売上総利益		63,098,994
【販売費及び一般管理費】		
広告宣伝費	564,600	
業務委託費	52,076,000	
法定福利費	126,552	
厚生費	41,671	
減価償却費	1,232,724	
地代家賃	1,145,424	
事務用品費	484,321	
消耗品費	44,005	
旅費交通費	15,331	
租税公課	85,900	
交際接待費	112,235	
保険料	1,194,720	
通信費	989,482	
車輛費	1,348,394	
雑費	4,038,105	63,499,464
営業損失		400,470
【営業外収益】		
受取利息	342	342
経常損失		400,128
税引前当期純損失		400,128
法人税、住民税及び事業税		50
当期純損失		400,178

## イ 財政状況

平成29年度末の貸借対照表は次のとおりである。

資産の部合計は76,649,458円で、その内訳は、普通預金47,345,127円や3月分の指定管理料である売掛金26,710,560円等の流動資産74,184,009円並びに事務机及びパソコン等の工具器具備品、リース資産及び無形固定資産の固定資産2,465,449円である。

負債の部合計は66,649,458円で、その内訳は、2月・3月分の住環境整備や

空室修繕等に係る代金である買掛金52,371,408円や2月・3月分の販売費及び一般管理費に係る未払金13,701,067円等の流動負債66,286,578円と、シュレッダー代金等の未払残である長期設備未払金362,880円である固定負債362,880円である。

これに資本の部合計10,000,000円を加えた負債及び純資産の部合計は76,649,458円となっている。

## 貸借対照表

平成30年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	74,184,009	【流動負債】	66,286,578
現金	53,322	買掛金	52,371,408
普通預金	47,345,127	未払金	13,701,067
売掛金	26,710,560	仮受消費税等	214,103
前払費用	75,000	【固定負債】	362,880
【固定資産】	2,465,449	長期設備未払金	362,880
(有形固定資産)	2,068,449		
工具器具備品	4,331,121	負債の部合計	66,649,458
リース資産	840,000		
減価償却累計額	3,102,672	資本の部	
(無形固定資産)	397,000	科目	金額
ソフトウェア	397,000		円
		【株主資本】	10,000,000
		(資本金)	10,000,000
		資本金	10,000,000
		純資産の部合計	10,000,000
資産の部合計	76,649,458	負債及び純資産の部合計	76,649,458

### (4) 監査の結果

中央区・北区・西区における熊本市営住宅等の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、また、決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

